○農林水産省告示第七百六十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年五月十一日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年六月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110164号	化成肥料	長島１号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110172号	汚泥肥料	ふかふか大地	有限会社県南エコサービス	山形県南陽市鍋田1934番地の７
生第110181号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合007―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110183号	化成肥料	有機入り化成888―J	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110186号	汚泥肥料	かんとりースーパー枕崎	株式会社サニウェイ	鹿児島県枕崎市岩戸町22番地
生第110191号	液状肥料	京都農販液肥１号	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第110192号	液状肥料	イールドパワーモデル核酸	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110159号	化成肥料	ジシアン入り化成肥料480号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第110169号	化成肥料	マザー化成10―27―15CP	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110180号	化成肥料	YA有機入り化成肥料880号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第110190号	液状肥料	イールドパワーモデルグリシン	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第110193号	化成肥料	硝酸化成抑制材入り高度化成753Cu	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
輸第110157号	副産肥料	HSRALLY	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第110161号	混合石灰肥料	海藻エキス・牡蠣殻混合石灰肥料	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110162号	副産動植物質肥料	海藻粉末Ⅱ	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110163号	副産動植物質肥料	海藻エキス	株式会社舞昆のこうはら	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目３番40号
輸第110166号	腐植酸苦土肥料	B018	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第110167号	化成肥料	アグロ有機入り化成14―14―14	株式会社東洋アグロ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地２
輸第110197号	尿素	尿素	OPOR株式会社	東京都板橋区大門９―１
輸第110198号	化成肥料	化成肥料３―０―45	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110199号	液状肥料	オルガミンMCR	株式会社パルサー・インターナショナル	東京都八王子市城山手１丁目31番１号
輸第110202号	化成肥料	微量要素入り化成14―14―14	広成通商株式会社	福岡県福岡市東区多の津１―14―１
外第110203号	液状肥料	K―SON液状けい酸肥料	セターンバイオテク株式会社	大韓民国江原特別自治道横城郡公根面アイティバレーギル62
			玄海農財通商合同会社（国内管理人）	福岡県福津市中央五丁目６番30号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第七百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令